

重要事項説明書

1・事業所の目的

医療法人社団 鼎会 堀谷医院 介護支援センター百日紅は、介護保険法の趣旨に基づき、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とし、あらゆる方面からの居宅介護支援・介護予防支援を提供します。

2・運営方針

- 利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に努めます。
- 利用者の心身の状況や環境等に応じて、自らの選択に基づき、医療・保健・福祉施設・行政・各事業所の連携に配慮し、適切で多様なサービスが総合的、効果的に提供されるよう、居宅介護(介護予防)サービス計画を作成します。
- 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者及びその家族等の立場に立ち、サービスが特定の種類、特定の事業所に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。
- 利用者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえた援助を心掛け、介護保険申請の有無を確認し、その支援を行います。

3・当法人の概要

名称・法人種別	医療法人社団 鼎会
代表者名	理事長 堀谷 幸宏
所在地	岐阜県郡上市八幡町中坪 1-7
連絡先	TEL:(0575)65-6868

4・事業所の概要

事業所の種類	指定居宅介護支援事業所
事業所の名称	堀谷医院 介護支援センター百日紅
所在地	岐阜県郡上市八幡町中坪 1-7
連絡先	TEL:(0575)65-6872 FAX:(0575)65-3072
事業所番号	2171000199 指定取得日：平成 20 年 4 月 1 日
管理者氏名	山本 寛子
事業実施地域	八幡町（その他地域応相談）
営業日	月、火、水、金、土（木曜日・日曜日定休） ※但し 8/13～16、12/29～1/3、国民の祝日除く
営業時間	8：30～17：30 まで ※但し土曜日は 8：30～16：00 まで

5・事業所の職員体制

職 員	資 格	常 勤	非 常 勤
管 理 者	介護福祉士	1 名	
介護支援専門員	看 護 師	1 名	

6・居宅介護支援・介護予防支援の内容及び提供方法

- (1) 相談業務及びアセスメント
- (2) 居宅介護(介護予防)サービス計画の作成
- (3) 担当者会議の開催
- (4) サービス実施状況の把握・評価
- (5) サービス事業所、関係機関との連携
- (6) 介護保険給付管理
- (7) 介護保険の申請及び更新申請、区分変更等の代行援助
- (8) 介護保険施設等の紹介
- (9) 医療機関との連携：入退院時、診察時の連携、主治医、歯科医師、薬剤師との情報共有等
- (10) 障害福祉制度の相談支援員との連携
- (11) 生活支援(インフォーマルサービス含む)サービスの提供
- (12) 特定事業所減算についての説明及び情報公表制度への公表
- (13) 介護予防支援への対応

7・居宅介護(介護予防)サービス計画の作成について

- (1) 利用者は介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求めることができます。
- (2) 計画の原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求めることができます。
- (3) 介護支援専門員は、利用者またはその家族の理解が得られるよう、十分説明することに努めます。
- (4) 当事業所のサービス計画に位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下の通りです。

※別紙、サービス利用割合等説明書 参照

8・居宅介護(介護予防)サービス計画の変更について

利用者が居宅介護(介護予防)サービス計画の変更を希望した場合、または事業所が変更の必要があると判断した場合は、事業所と利用者の合意に基づき、サービス計画を変更します。

9・利用料及びその他の費用の額

- (1) 要介護または要支援認定を受けておられる方は、介護保険から全額給付されるため自己負担はありません。
- (2) 交通費：八幡町内にお住まいの方は無料です。
- (3) 解約料：利用者はいつでもこの契約を解除することができ、料金は一切かかりません。

10・事故発生時や緊急時の対応

訪問時等に利用者の容態の変化などがあった場合は、速やかにかかりつけの医療機関に連絡すると共に家族に連絡し、必要な措置を行います。

11・秘密の保持及び個人情報の保護

事業所は、業務錠知り得た利用者及びその家族に関する個人情報は適切に取り扱い、正当な理由なく第三者に洩らすことはありません。また秘密保持の義務はこの契約が終了した後も継続します。

12・個人情報を用いる場合の同意

事業所が居宅介護(介護予防)支援を提供するうえで、サービス担当者会議等において、ご利用者またはその家族等の個人情報を用いることに同意していただきますが、個人情報の取り扱いには細心の注意を払い、漏洩することのないようにします。

13・高齢者虐待防止法について

事業所の管理者、従業員は、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者の生命または身体に重大な危険が生じていると判断した場合には、秘密保持義務の例外として市に通報するものとします。

14・自然災害時・感染症対策の対応について

災害発生時や感染症発生時においても必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を確保するため、業務継続計画を作成し、居宅介護支援における柔軟な対応をします。

15・身分証明書の携行

介護支援専門員は常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者またはその家族から求められた時はいつでも提示します。

16・事業所の変更

利用者はいつでも事業所に対して事業者の変更を申し出ることができます。その場合、変更を拒む正当な理由がない限り、事業所は変更の申し出に応じます。また当事業所の都合により担当の介護支援専門員を交代する場合は利用者の了解を得ます。

17・苦情の受付について

サービスに関する相談や苦情については、下記の窓口で受け付けております。利用者及び家族等の要望にお応えできるよう、迅速に対応いたします。

(1) 当事業所に対する苦情受付

- 苦情受付担当者 山本 寛子 TEL:(0575)65-6872
- 堀谷医院 TEL:(0575)65-6868

(2) 行政機関その他の苦情受付窓口

- | | |
|-----------------------------|-------------------|
| ○ 郡上市健康福祉部高齢福祉課 | TEL:(0575)67-1807 |
| ○ 郡上市地域包括支援センター | TEL:(0575)67-0008 |
| ○ 岐阜県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情相談窓口 | TEL:(058)275-9826 |

令和 年 月 日

私は、事業所より上記の重要事項についての説明を受け、その内容に同意しました。

【利用者】 住所：郡上市八幡町 _____

氏名： _____

【署名代行者】 住所： _____

氏名： _____ 続柄 _____

事業所はご利用者へのサービス提供にあたり、上記の通り重要事項の内容を説明しました。

【説明者】 介護支援専門員： _____